

第一分科会関係資料

議会と長の関係に係る見直しに関する視点（案）

規模の大きな自治体におけるトップマネジメントのあり方に関する視点

- 規模の大きな自治体におけるトップマネジメントを強化するための組織形態が考えられないか。

【参考】

- 「「地域主権」確立のための改革提案」（大阪府知事）（抜粋）
「都道府県や指定都市では官僚組織が大きく、厳格な二元代表制の下において、首長ひとりでは、政治主導による自治体経営には限界。」

議会と長の役割分担に関する視点

- 議会と長の役割分担をより明確化するための組織形態が考えられないか。

【参考】

- 第2回会議における発言
「地方議会の場合は、首長の立場に立って議会運営を進めるという制度的なものがないので、議会側がその気になると、知事とか首長を常と呼んでということが出来る。…アメリカの大統領制というのは、執行部と議会との関係においては非常にビジネスライクに運営されていて、アメリカの議会では、政治家同士の議論は、盛んに行われているが、少なくとも大統領と議員の間でのやりとりというのはまず行われぬ。」

地方自治体の性格に応じた組織形態に関する視点

※次頁「地域主権改革における組織形態の自己決定に関する視点」と対応

- 都道府県や市区町村の区別と団体の規模や性格を踏まえて組織形態を異なるものとするのが考えられないか。

【参考】

- 第27次地方制度調査会答申「今後の地方自治制度のあり方に関する答申について」（平成15年11月13日）（抜粋）
「組織機構を簡素化した上で、法令による義務づけのない自治事務は一般的に処理するが、通常の基礎自治体に法令上義務づけられた事務については窓口サービス等その一部のみを処理し、都道府県にそれ以外の事務の処理を義務づける特例的団体の制度の導入についても引き続き検討する必要がある。」
- 第2回会議における発言
「広域自治体と基礎自治体の議会及び議員の役割は異なる点があるということを明確にした上で、制度の検討をする必要がある。」

直接公選により民主的に強力な基盤を持つ長のあり方に関する視点

- 長の権限行使の適正化のための組織形態が考えられないか。

【参考】

- 「分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策」（平成18年4月・第二次地方（町村）議会活性化研究会）（抜粋）
「現行制度は長の側に明らかに権限過剰であり、世上いわれる抑制均衡とはなっていない点である。これは、日本の地方制度が出発点から地方議会の根幹性を認めず、終始脇役の地位に置いてきた結果であり、二元代表制の原理から逸脱する長の側の権限過剰がまかりとおってきたといえる。」
- 毎日新聞（平成22年3月14日）（社説）（抜粋）
「首長と議会は二元代表制の下、双方の協調とけん制の下で緊張感を保ちながら自治を形づくる責任を共有している。住民から直接選ばれたからといって、市政の独善的運営は慎まねばならない。」

地域主権改革における組織形態の自己決定に関する視点

- 地域主権改革（地域主権推進一括法案による改正後の内閣府設置法4条1項3号の3）
＝「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」
～地域主権改革を推進するために、自治体はその組織形態を自ら選択できるとすることが考えられないか。

【参考】

- 「地方分権推進委員会最終勧告」（平成13年6月14日）（抜粋）
（第4章 分権改革の更なる飛躍を展望して／V 制度規制の緩和と住民自治の拡充方策）
「第5に、住民自治の拡充方策として、地方公共団体の組織の形態に対する地方自治法等による画一的な制度規制をどの程度まで緩和することが妥当なのか、真剣に議論することである。」
- 第2回地方行財政検討会議資料1／「検討の視点」（抜粋）
「地方自治法は、厳格な二元代表制を一律に採用しているが、より多様な組織を地方自治体自らの判断により決定できるような仕組みも考えられるか。」

※ これらの視点（案）は相排斥しあうものではなく、複数の異なる視点を提示したものである。

議会のあり方（議会と長の関係に係る二つの方向性を踏まえ）について（案）

議会と長の関係について、大きくは

① 議会が執行権限により責任を持つようなあり方

② 議会と執行権限との分離を徹底するようなあり方

が考えられ、それに応じて次のような議会に関する論点があるのではないか。

1. 議決事件

議会が執行権限により責任を持つようなあり方	議会と執行機関との分離を徹底するあり方
議会の議決事件については、今国会に法定受託事務の議決事件追加が提案されているが、基本的には、現行制度を維持することとなるか。	議会の議決事件については、契約の締結、財産の取得・処分、訴えの提起、人事同意等、執行機関の執行の前提として要するものとされるものを議決事件の対象外とし、議会の権限を本来のものに純化してはどうか。

2. 検査権、調査権等の監視権限

議会が執行権限により責任を持つようなあり方	議会と執行機関との分離を徹底するあり方
基本的には、現行制度を維持することとなるか。	実地検査権の付与などのほか、議会としての監視機能の強化を図ることが考えられるか。

3. 議案の提案権、修正権の範囲

議会が執行権限により責任を持つようなあり方	議会と執行機関との分離を徹底するあり方
議案の提案権、修正権の範囲については、現行制度を維持することとなるか。	議案の提案権、修正権の範囲については、現行制度よりも議会側（議員・委員会）の提案・修正できる範囲を拡大することが考えられるか。

4. 再議

議会が執行権限により責任を持つようなあり方	議会と執行機関との分離を徹底するあり方
再議については、基本的には、現行制度を維持することとなるか。	一般的拒否権について、議会に提案権が専属するもの以外すべて対象にするなど再議については、現行制度よりも長の再議権を拡大することが考えられるか。

5. 議会の不信任議決、解散

議会が執行権限により責任を持つようなあり方	議会と執行機関との分離を徹底するあり方
不信任・解散制度については、現行制度を維持することとなるか。	不信任・解散制度については、議会と長との分離を徹底する観点から廃止し、両者の対立を解消するための方策を考えることとなるか。

6. 専決処分

議会が執行権限により責任を持つようなあり方	議会と執行機関との分離を徹底するあり方
専決処分については、現行制度を維持することとなるか。	専決処分については、団体意思の決定機関としての役割をより純化させる観点から、議会が議決を行わない場合を除き縮減・廃止を考えることとなるか。

7. 会議の運営等

議会が執行権限により責任を持つようなあり方	議会と執行機関との分離を徹底するあり方
招集権、会期制については、現行制度を維持することとなるか。	<ul style="list-style-type: none">・招集権については、議会がもつこととなるか。その場合には、会期制は意味を失うのではないか。・長やその委任等を受けた者の出席義務については、さらにその場面を限定するような措置が考えられるか。・行政財産たる議事堂の管理権は議長が有することとなるか。・議会の予算について、議会が自ら執行することとするか。